

令和7年度 第1回津幡町総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和8年2月5日(木) 開会15時30分～閉会16時53分

2. 場 所 津幡町役場 2階 201会議室

3. 出席委員(6人)

町 長 矢 田 富 郎
教育委員会 教育長 吉 田 克 也
委 員 渡 邊 加 寿 子
委 員 越 村 崇
委 員 藤 田 順 子
委 員 宮 嶋 元 靖

4. 欠席委員(0人)

5. 出席説明員等

学校教育課長 霜 明 晃
生涯教育課長 山 崎 明 人
学校教育課管理主事 中 谷 昭 代
学校教育課教育センター所長 上 野 幸 代

6. 事務局職員

総務部長 酒 井 英 志
教育部長 北 山 ゆかり
教育総務課長 本 多 克 則
教育総務課教育総務係長 松 井 進 吾

7. 協議・調整事項

- (1) いじめ・不登校の現状について
- (2) 教職員の時間外勤務の現状について
- (3) 協議・調整事項

8. 協議・調整事項の経過等 以下のとおり

〔開会〕 15時30分

○**北山ゆかり教育部長** 定刻となりましたので、ただいまより津幡町総合教育会議を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。この会議の議事進行につきましては、「津幡町総合教育会議の運営に関し必要な事項」において、教育部長が行うとありますので、私が議事を進めさせていただきます。

それでは、開会にあたり、矢田町長よりご挨拶をいただきたく存じます。

○**矢田富郎町長** 皆さんこんにちは。今日は久しぶりに青空の出るような良い天気、この時期としては暖かい日となっております。

教育委員の皆様にはお忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

本会議は、町と教育委員会がそれぞれの役割を尊重しつつ、本町の教育の充実に向けた課題や取組を共有いたしまして互いの連携を深めるための大切な場であります。教育委員の皆さんにおかれましては、率直で建設的な意見交換をよろしくお願いいたします。

本町では今年度、第6次津幡町総合計画を策定しているところであり、町の5年後、10年後、そして子や孫の世代までの将来を見据えたまちづくりを描いております。そして教育分野においても、町民が安心して学び、健やかに成長し、自分らしく力を発揮できるような人づくりを本計画にたくさん盛り込んでおります。そのため、これからも一層、町と教育委員会が連携し、教育環境を整えていくことが求められる、そのような時代になると考えています。

本日の会議では「いじめ・不登校の現状」と「教職員の時間外勤務の現状」、近年の教育環境の課題について説明をいただくと伺っております。また、教育委員の皆様との協議・調整事項もありますので、事前にいただきましたご質問とご意見につきましてお答えをしたいと思います。

この会議を通じて、本町の将来像を共有しながら、町と教育委員会が連携を強め、より良い教育環境づくりを実現できるよう取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、日頃より本町の教育と地域づくりにご尽力いただいております皆さまに心から感謝を申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

○**北山ゆかり教育部長** ありがとうございます。続いて吉田教育長より、お願いいたします。

○**吉田克也教育長** 皆様、本日は大変ご多忙のところ、津幡町総合教育会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本町教育委員会では、昨年度、平成26年度に策定した第一期津幡町教育振興基本計画が10

年経過をしたことを受け、全面的に見直しを行ったうえで、第 2 期津幡町教育振興基本計画を策定いたしました。この 10 年間の間に学習指導要領の改定が行われ、道徳の教科化、小学校高学年の外国語の教科化、さらには G I G A スクール構想による、児童生徒の 1 人 1 台端末の導入など、次々と教育改革が実施されました。

一方で、いじめや不登校、教職員の時間外勤務の増加による働き方改革など、次々と課題が出てきております。また、部活動の地域移行、地域展開も大きな課題となってまいりました。

こういった先行き不透明な時代において、子どもたちが社会をたくましく生きていく力というものをつけていかななくてはならないと考えております。津幡町教育委員会では、そういった力をつけていけるよう、この基本計画をもとに教育施策を推進してまいりたいと思っております。

本日の総合教育会議では、いじめ、不登校、教職員の時間外勤務の現状、さらには、これからの施策につきまして、議題とし、忌憚のない意見交換を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**北山ゆかり教育部長** ありがとうございます。本日の議件については資料のとおりです。説明資料として 1～3 がありますので、確認願います。会議は約 1 時間程度を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは早速議題に入ります。議件 1、いじめ・不登校の現状についてです。事務局より説明いたします。

○**上野幸代学校教育課教育センター所長** それでは議件(1)、いじめ・不登校の現状についてご説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。まずは、いじめの状況等についてお話をさせていただきます。上段は、令和 7 年度の月ごとのいじめの報告人数となっております。12 月で言いますと、小学校で 204 人の報告、中学校で 44 人の報告、合わせて 248 人の報告となっております。これは継続して観察している子どもも含めての数ですので、12 月にいきなり 204 人発生したというわけではございません。また、解消人数につきましては、保護者の方との懇談等を行っていただき、そこで問題は解消したと言っていいかを確認した上での人数であり、12 月は 30 人の解消ということになっております。

続いて、下段の方をご覧ください。これは、認知件数の経年変化ということで、毎年度末に国からいじめの認知件数について調査があります。それを本町としてまとめたものになっております。令和 6 年度につきましては、小学校は 338 人のお子さん、それから中学校が 46 人のお子さん、合わせて 384 人のお子さんについてのいじめを認知したというふうに見ていただければと思っております。その下のグラフを見ていただきますと、令和 4 年度に一旦減少したものの、

増加傾向にあります。これは、積極的認知を学校が進めているということで、増加傾向になっているところです。全国的にみましても、いじめの認知件数は年々増加し続けており、文部科学省としては、いじめをきちんと認知しているということは、学校がきちんと子どもたちを見ているということの証であると肯定的に受けとめています。

続きまして2ページをご覧ください。次は、本町のいじめ防止への取組についてです。

教育委員会の取組としましては大きく4点を行っております。その中の②、③についてご説明いたします。まず②です。下の(3)取組事例から、というところにも関連しておりますので、あわせてご覧ください。

いじめを防止するためには、教職員が法律で定めているいじめの定義をきちんと理解した上で、積極的に認知をしていく、そういったことが、いじめ防止の第一歩であると考えております。

認知については、教育委員会が行った学校訪問による書類点検や聞き取りから、各学校の認知の意識というところに、実際にばらつきがある様子も見受けることができました。そこで、県教育委員会の指導主事を招きまして、生徒指導担当者を対象に夏季休業中に研修を実施いたしました。演習形式で学ぶことで教職員の理解が深まり、その後改めて行った学校訪問では、積極的認知がさらに進んだ様子が見られました。

また、すべての学校において、いじめ問題対策チームの機能化が進んでおります。議事録が適切に作成されるようになりまして、未然防止についての話をする、或いは組織的対応をするといったことが進んできております。

続いて③についてご報告いたします。児童生徒個々を、学校ももちろんですが、教育委員会でも継続して見守るために、学校には被害児童生徒ごとの報告を毎月求めております。その報告により、教育委員会も各学校のどの児童生徒が、こういった被害に遭っているかといったことを理解することができております。

学校からの報告については、教育センターで確認し、前の月と比較して丁寧に看取りをしております。中には抜けや誤りがある場合もございますので、そういったときにはすぐに学校の方に言いまして、再度提出を求めているところです。また、内容について気になる案件に関しましては、継続して聞き取りを行っております。さらに、学校からの月報告だけではなく、随時の報告も求めておりまして、指導助言を行うことで重大事態に繋がらないようにしております。

次に、学校での取組になります。(2)をご覧ください。

教育委員会からの指示に従いまして、いじめアンケートの持ち帰り実施や学期に1度の全員面談、解消要件に基づくいじめの解消に学校は取り組んでいます。今年度は2年に1回行ってい

るいじめアンケートに関する調査を行いました。それによりますと、2年前よりもさらに実施方法が改善されたというところが見受けられました。

また、昨年度行ったいじめの調査結果について、児童生徒の目に触れることがないようにしているかを調査しました。いじめアンケート等の集約した結果については、教員のみが閲覧できるフォルダーに入れており、児童生徒は閲覧できないようになっているということでした。今後も情報の取り扱いに留意していくことを校長研修会等で指示してまいります。

続いて(4)をご覧ください。②のいじめの解消につきましては、国が求めているものについては2つの要件がございます。3ヶ月以上の見取り、本人や保護者の確認です。その2つの要件に基づいて報告を受けております。ただ中には、保護者に確認したという記載がなく、解消の日付だけを書かれている場合も若干ありますので、そういった場合は、教育センターから保護者への確認はきちんとされたのか等の連絡を入れるなどして慎重を期しております。

③のSNSいじめについては、今年度は複数の件数ございました。昨今話題となっている暴力動画といった類のものはありませんでしたけれども、学校側としてはアンテナを高くして、SNSいじめを認知するようにしております。ただ、なかなか把握が難しく、子どもたちからの情報、子どもの様子、面談の中で聞き取るなどで、学校は把握をするようにしております。それ以外の対応としましては、外部人材を招いての情報モラル学習を児童生徒に行っておりますけれども、今後もさらにセルフコントロールの力をつけることが大切だと考えております。

また、文部科学省からの通知にも外部機関、特に警察等の機関との連携も考えていくことが大切との通知がございましたので、そういったところも大切にしていきたいと思います。

続いては3ページの方をご覧ください。現在の津幡町の不登校の状況についてお話をさせていただきます。

上段につきましては、令和7年度の不登校の状況です。学校からの月例の報告をまとめたものになります。12月につきましては小学校で22人、中学校で52人、合計74人の児童生徒が7日以上病気以外の欠席をした、となっております。そのうち、学校に1日も来ていない児童生徒が25人います。毎年2学期に大幅に増加する傾向があり、今年度も同様の傾向です。下のグラフを見ていただくとよくわかります。

次に、下段をご覧ください。下段は先ほどのいじめと同様、国の調査が年度末にございまして、各校が答えたものを集計したものになっております。令和6年を挙げますと小学校は42人、中学校は54人ということで、中学校が減少したものの、小学校の増加が多く、心配される状況にあります。中学校の方が減少したということは、生徒に対するきめ細かな対応を長年の積み重ね

の上でされていることに加えまして、学校生活指導員の配置、教育支援センターとの連携などの効果が出ていることが理由ではないかと考えております。

国の調査の件に関しまして、6 ページをご覧ください。これは国が行っている調査の中で、不登校児童生徒について学校が把握した事実について回答したものになっております。不登校の要因については、学校の捉えと、不登校児童生徒や保護者の捉えとの間に乖離があるといったことが問題になっており、一昨年度の令和5年度からですけれども、要因ではなくて、学校が何を把握したのか、という把握した事実として回答を求めるようになりました。

このような問いかけがあったので、不登校児童生徒の抱える問題について、学校はより丁寧に把握するということができるようになっております。

令和5年度と令和6年度を比較してみますと、いじめについての相談等があったことにつきまして、小学校も中学校もそれぞれそんな相談があったということで、学校がより保護者の方にとって話しやすいといえますか、相談しやすい状況になってきているのではないかなと思います。そこに色付けをしてございますのは、数字の多いものについては少し濃い色で、数字は少ないものの気になることについては少し薄い色で示させていただいております。

それでは、次に津幡町の取組についてお話させていただきますので、4 ページをもう一度ご覧ください。②の部分ですけれども、不登校傾向の生徒への支援を目的として、両中学校に学校生活指導員1名をこれまで配置しております。それに加え、今年度より小学校1校に別室対応のための支援員を配置して、不登校児童生徒の登校補助、相談支援など、別室での学習支援補助等を行っております。

続いて③ですけれども、令和5年度に開設された教育支援センターで児童生徒や保護者の相談や見学、通室支援を行っております。今年度は通室人数や滞在時間、相談件数が大幅に増えました。現在までに通室した子は31名おまして、相談を受けた子は102名になっております。

(3)の取組事例からの部分をご覧ください。すべての子どもの通室日数を合計しました延べの通室日数につきましては、12月末時点で869日、昨年度同時期の3.6倍となっております。

現在、昼食を持参してくる子どもも複数おまして、居場所としての機能がなされているのではないかと考えております。また、通室生の保護者支援として保護者会を開催し、他の保護者の方との繋がりを持ち、悩みを共有することができる場になっていると思われま。

今ほど申した内容の追加の説明として10ページの方に、通室の状況について表を入れさせていただいておりますので、そちらをご覧ください。令和7年12月末現在、29人のお子さんについてそれぞれの月に何日来たかということを示しております。

通室がとても多い子で言いますと、月に 20 日を超えるような月もありますが、通室することで登校へのエネルギーがだんだん蓄積され、例えば 1 番のお子さんでしたら、現在は学校にも行けるようになっております。3 番のお子さんについてもそうです。

パイン教室への通室が増えるに従い、学校に行こうとするエネルギーも沸き、学校復帰というのを果たしているお子さんが複数名おります。表の右下の 869 というのが、先ほど申しました延べの通室日数ということになっております。

続きまして参考資料の 11 ページをご覧ください。これは 4 月以来相談があったものを内容別、月別に示したものになっております。4 月から 12 月までの相談件数で言いますと、小学校で 109 件、中学校で 143 件、合計 252 件となっております。

内容別にいきますと、不登校児童生徒につきましては、学業や進路に関わる相談が一番多く 121 件、ついで家庭環境や無気力・不安等で、合計で 34 件となっております。それ以外にもいじめられているといったことへの相談は 18 件ありまして、そういったことにも対応しております。4 月以来、12 月末までで 93 人の児童生徒につきまして相談を受けております。

それでは 4 ページに戻ります。学校の取組としましては(2)に記載の通りですけれども、それに加え保護者に対してパイン教室の紹介であるとか、教育センターへの情報提供をしてくれるなど、連携をとりながら児童生徒の居場所づくりに学校も努めています。

現状としましては、先ほども少し触れましたけれども、小学生の不登校が増加しており、小学校で 6 年生のときに不登校になり、そのまま中学校でも不登校といったケースも多くなっておりますので、小学校時点での対策というの、今後大切になってくると思います。福祉等の関係機関と連携する必要のある児童生徒も増えておりまして、福祉の力を借りまして所在の確認であるとか家庭訪問のようなことをしているケースもございます。

それでは以上で、いじめ不登校の状況についてのご説明を終わらせていただきます。なお、5 ページからは今ほどご説明したものの資料を掲載してございます。ご覧ください。

○**北山ゆかり教育部長** ただいまの件に関しまして、皆さまからご質問、ご意見等があればお願いいたします。

○**宮嶋元靖教育委員** 説明をいただきましてよくわかったのですが、児童生徒数に対するいじめの件数の割合や不登校の割合について、全国平均や石川県全体の平均と比べての多寡を把握されているでしょうか。

○**上野幸代学校教育課教育センター所長** ご質問ありがとうございます。令和 6 年度につきまして、まずいじめの方からご説明いたします。先ほどの話で触れさせていただいた通り、津幡町

は本当に積極的にいじめの認知を学校が行っています。それだけ対応は大変だと思うのですけれども、一生懸命してくれておりまして、県の平均や国の平均を上回っております。県の平均の3倍強、国の平均の約2倍のいじめの認知をしております。

一方で、国も県も重大事態というのが起こっておりますけれども、本町では発生しておりません。

続きまして不登校の件につきましては、本町は県の平均の1.1倍で、若干多めでございます。国との比較ですと0.83倍となり、国の平均を下回っております。以上です。

○宮嶋元靖教育委員 認知を積極的に行った結果、割合が高いということですね。

○上野幸代学校教育課教育センター所長 そのとおりです。

○藤田順子教育委員 小学校の合計、中学校の合計とありますが、例えばどの小中学校でいじめを受けている児童生徒が多かった、このような特徴があったなどのデータをまとめているのでしょうか。

○上野幸代学校教育課教育センター所長 それぞれの学校ごとの特徴は把握しております。この場での発言は差し控えさせていただきますけれども、人数が少ない学校であっても、いじめの認知の割合が高い学校もあれば、そうでもない学校もあります。ただ、別に認知が多いからその学校が荒れているというのではなく、子どもたちがいじめをアンケートで訴えるのはもちろんですけれども、先生方のいじめを把握するアンテナが高く、いじめとして認知し様子を見守っている、というふうに認知する場合もございます。

不登校についても同様で、学校ごとの特徴がありまして、人数比でいうと若干多めのところ、そうでないところがあります。

○越村崇教育委員 いじめの件数が年々増えているというこのグラフだけ見ると、ちょっと大丈夫かと思ったのですけれども、先程ご説明いただいた積極的認知ということで、細かいものも見逃さず見つけていること、もう1つ、児童生徒がいじめられていることを先生に言える環境を作られているのかと思われること、この2つからグラフの数字が多いからといって、決して悲観することではないということは今回理解しました。

先日、昨年度の自死者が全国的には減少傾向であるかわからず、小中高生の数が増えているという報道がありました。自分の思いを伝えるすべがなく、どうしていいかわからない子どもたちが、自死を選ぶこととなる環境を作ること、未然に防ぎたいところであります。

津幡町の施策、先生方の努力がそのような環境を生まないようにする、その方向性を強く感じました。安心とまでは言えないのですけれども、心強いと感じました。

○**上野幸代学校教育課教育センター所長** いじめに対するアンケートだけでは、子どもたち自身がいじめを受けているという思いを表せない場合もございます。その場合、全員面談のような形ですと出せるお子さんもいます。できるだけ多く表に出せるように努めております。

○**宮嶋元靖教育委員** 小学校 6 年生で不登校となり、そのまま進学して中学校でもずっと登校していないというケースもあるのでしょうか。

○**上野幸代学校教育課教育センター所長** ご指摘の通り、6 年生の時に完全不登校であって、そのまま中学校でも不登校といったケースはあります。逆に、小学校の間は不登校だったが、中学校入学を契機に学校に行けるようになったお子さんも何人もいます。

決して希望は捨てずに、学校側としては特に年度初めのときに取組をしております。

○**渡邊加寿子教育委員** 教育委員会からの学校に対する指示が、年々きめ細やかに、本当に細部にわたって考えられていることを、先生のお話を聞きして、本当に感謝申し上げます。教育委員として学校を回らせていただいて、その際の子どもたちの姿、健やかに成長しているその姿を見ると子どもたちに対する考えが行き届いているのだと改めて思いながら話を聞かせていただきました。ありがとうございます。

○**北山ゆかり教育部長** 他にご意見がないようでしたら、続いて議件 2、教職員の時間外勤務の現状について、事務局より説明いたします。

○**中谷昭代学校教育課管理主事** 議件 2、教職員の時間外勤務の現状について説明いたします。

まず、1 人当たりの毎月の時間外勤務時間について、2 ページ目の 1-1 の表をご覧ください。これは令和元年度から令和 7 年までの毎月の時間外勤務時間の平均になります。令和 7 年度は、津幡町は 12 月まで、石川県は 9 月まで公表されていまして、そのデータとなっております。年度ごとの平均をグラフにしたものがその次 3 ページの 1-2 です。グラフの青色が津幡町、赤色が石川県の平均時間です。

津幡町の教職員の小学校での時間外勤務時間は、常に県平均を上回っていますが徐々に減り続けており、ここ 1, 2 年は県平均に近づいていることがわかります。中学校については、一時期津幡町が県平均を下回ることもありましたが、コロナ禍以降は県平均を上回っています。

令和 7 年度は 12 月現在、若干令和 6 年度より時間外勤務時間が長くなっているようですが、先ほどの 2 ページ目 1-1 の毎月の時間外勤務時間を見ますと、11 月は 44.2 時間、12 月は 43.5 時間と短くなっておりまして、7 月以降 12 月までは、各月令和 6 年度と比較すると下回っております。今後の令和 7 年度、1 月から 3 月の状況を注視していきたいと思っております。

次に、月当たりの時間外勤務時間が 80 時間超、100 時間超、45 時間未満の教職員の割合につ

いてです。4 ページ以降をご覧ください。

4 ページ 2-1 の表は月ごとの仕事の 80 時間超の人数の割合です。これも令和元年度から令和 7 年度までの月ごとの 80 時間超の人数の割合となっています。引き続き 5 ページ目の 2-2 のグラフをご覧ください。年間平均のグラフになります。小学校も中学校も、令和元年度と比べると令和 6 年、7 年度が少なくなってきました。小学校では、令和元年は 11%で約 1 割が 80 時間超でしたが、徐々に減り続け、令和 6 年、令和 7 年度は数%にまで減ってきております。中学校は令和元年よりは減ってきているものの、県平均よりは高く、約 2 割が 80 時間超となっております。5 人に 1 人が 80 時間超という心配な状況です。ただ、令和 7 年度を月ごとに見ますと、2 学期、特に 11 月、12 月はぐっと減ってきている状況であります。

次に 100 時間超の人数と割合です。6 ページをご覧ください。石川県のデータがありませんので、津幡町だけの状況となっております。

小学校では、100 時間超割合は 0%に近づき、令和 7 年度は今のところ毎月 0%をキープしています。中学校も少しずつ減ってきていますが、令和 7 年度は 1 学期の時間外割合が多い状況でした。2 学期に入ってから 0%が継続している状況です。

では、次に 7 ページの 4-1 の表をご覧ください。これは時間外勤務が 45 時間未満の教職員の割合になります。なお、全教職員の時間外勤務時間が 45 時間未満になることが津幡町、石川県共通の目標となっております。8 ページ 4-2 については 7 ページの表をグラフにしたものです。小学校では県平均よりやや少ないですけれども、津幡町も徐々に増えており、県との差も小さくなってきております。令和 6 年度は 68%台まで増えてきました。中学校では、ようやく 40%を超えている状況ではありますが、県は 50%を超えており、津幡町はここ数年横ばいの状況であります。

では 1 ページのレジюмеに戻っていただき、最後に教職員の多忙化改善に向けた取組みの継続について説明いたします。

県からは、県立学校における教職員の多忙化改善実施計画の素案が示されており、令和 8 年 3 月に公表が予定されています。津幡町もそれに準じて進めているところです。

県の取組の基本方針は、大きく 3 点あります。1 点目は、限られた時間の中で教職員の専門性を生かし、子どもと向き合う時間を十分確保する。2 点目は、国に対して定数改正計画の策定を強く求めていく。3 点目は、教育の質を落とさず、学校の業務を 3 分類し、できることから着実に取組を実行するというものです。

学校業務におきまして 3 分類 A B C がございまして、A は学校以外が担うべき業務、B は教

師以外が積極的に参画すべき業務、Cは教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務。これが3分類でございます。

次に、津幡町での働き方改革の中の良い事例を紹介いたします。まずAの業務、学校以外が担う業務として、地域の方々による登下校時の通学路の安全の見守りを日常的に行っていただいているという点です。1月の大雪の際にも、地域の方々が通学路の除雪をしてくださって助かったという声も多数届いております。

2点目のBの業務、教師以外が積極的に参加する業務として、スクールサポートスタッフというスタッフが全校に配置されていることや、部活動の地域移行により部活動指導員やコーチが生徒を指導することが進められている点です。それによって生まれた時間に、教師が本来の教材研究や、子どもと向き合う時間に充てることができるようになってきています。

3番目のCの業務、教師の業務だが軽減負担を促進すべき業務の事例としましては、文科省からの通達に沿っているのですが、授業時数において標準時数、必ずこれ以上はしていただきという標準時数を大きく上回らないように調整して、時間を生み出しているという点です。最近では、2月2日の日本教育新聞の1面に大きく取り上げられていました。

年間の授業時数の減少については、全国的にその傾向で進んでいます。津幡町も減ってきています。下回らないように、そして大きく上回らないようにとじていますので、その分時間を生み出しております。

また、保護者向けの連絡アプリ「tetoru(テトル)」の活用を浸透させることで手間を減らす、学年会で教材研究をし、データ化して共有する、小学校で教科担任制を取り入れて先生の教材研究の数を減らしている、そのような事例も挙げられております。さらに、これは令和8年度からとなりますが、給食公会計となりますので、学校の給食会計業務の大幅な軽減が見込まれております。

最後に、津幡町の今後の課題です。

1点目は、教育の質が落ちないように、教育活動の目的、例えば子どもと向き合う時間、教育の質の確保等を再確認しながら、働き方改革を進めるという点です。

2点目は、教員以外が積極的に参画すべき業務、例えば部活動や校舎の施設、校内清掃、広報資料の作成、プール管理等について、教員以外の方が請け負うことができる環境がさらに整っていくことが望まれます。

教師という職業は、子どもの成長に喜びを感じております。そのために、教師として力量を高めていく崇高な職業であります。教育の目的を再確認し、単に時間を減らすだけではなく、目的

を明らかにしながらも優先順位をつけ、そして、教職員の業務の平準化を図りながら働き方改革を進めてまいりたいと思います。以上で、2号議案の説明を終わります。

○**北山ゆかり教育部長** ただいまの件に関しまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

○**宮嶋元靖教育委員** 教員の方の勤務時間外の定義を理解していないのですが、平日の時間外勤務は当然ですが、土日出勤した場合も勤務時間外に含まれるのでしょうか。

○**中谷昭代学校教育課管理主事** そうです。平日の7時間45分の勤務以外のものが全て含まれます。

○**宮嶋元靖教育委員** 中学校の部活動を担当している教員の方は、当然土日勤務をしたら該当になるといえることですね。

○**中谷昭代学校教育課管理主事** はい。そのため中学校については、なかなか時間外勤務が減らない現状もございます。ただ、津幡町では1週間のうちに2日間部活動の休息日を設けることにしておりますので、先生も生徒も休息日を生かしてエネルギーを蓄えている状況です。

○**宮嶋元靖教育委員** 関連しての質問になりますけれども、教員の出退勤の管理方法はどのようにされているのでしょうか。

○**中谷昭代学校教育課管理主事** 出退勤の際に、各自が学校で定められた打刻用パソコンで打刻するシステムを導入しております。

○**宮嶋元靖教育委員** いわゆるサービス残業は発生していないのでしょうか。

○**中谷昭代学校教育課管理主事** 基本的にはないと思っております。ただ、手動で勤務時間を入れることも可能になっておりますので、そのようなことは行わないよう、あらかじめ指導しております。

○**越村崇教育委員** 教員の方の働く時間について、自分が真っ先に想像するのはPTAのあり方についてです。PTAの集まりというと、一般の保護者の仕事が終わってからの夜に学校に集まる関係上、どうしても教員にも付き合っていただく必要があり、さらに休日の行事にも参加する。そんな教員に負担を強いるPTAって今の時代何のためにあるのか、目的意識が結構曖昧になっているのではと考えています。

そこで、今すぐにできることではないかもしれませんが、先生の働き方改革が進んだ現在、学校で先生が今まで担っていた業務をPTAの方々にしていただくような流れに少しずつ変えていけないかと思うのです。そうすれば先生の使うことのできる時間も増え、より授業に集中していただくことも可能になるのではないのでしょうか。

今のPTAを見ていると、活動目的が保護者間の交流や親睦しかないような気がしますし、保護者も忙しくてなかなかPTA役員のなり手がいない、決めるのに毎年皆さん苦勞している現状です。それならば、もっと学校側がPTA側に対して前年の活動を無理に踏襲しなくてもいいですよ、その代わりに学校の広報紙の印刷などを手伝っていただけますか、などとPTA活動について助言・お願いを行うなどをする事で、相互関係を深めていくような本当の意味合いでのPTAを構築しないといけないのではないのでしょうか。お互いがうまく進んでいくことでそれぞれの活動時間削減ができるような、より良いPTAのあり方を考えていくきっかけを作っていただければと思っております。

○**中谷昭代学校教育課管理主事** とてもありがたいご意見、ありがとうございます。学校としましては保護者、PTAの力をお借りするというのがとてもありがたいことです。PTAの方々がこれまで活動していただいた様々な行事のおかげで、子どもたちの笑顔が継続されていると感じております。私たち教員だけではできないことを、積極的に何とかしてあげるよ、とお声をかけていただくことについて大変ありがたく感じております。より良い関係性について模索していかなければいけないと思っております。

先ほど申しました県の取組の素案の中にも、PTAや地域団体が主催する行事や会合への教師や生徒の参加、各種関係者との協力については、今後考えていかなければいけない案件として含まれておりますので、是非そのような波が広がっていただければ嬉しいと思っております。

○**宮嶋元靖教育委員** 時間外勤務時間が100時間超の先生とかまだいらっしゃるようですが、実際に勤務されている教員の方に、体調面での変調など起きてはいないのでしょうか。

○**中谷昭代学校教育課管理主事** 体調面については、外側から見た感じでは大丈夫な感じには見えております。部活動指導について強い熱量をもって対応しており、その後に教材研究を行っている、などの例が見受けられております。

100時間超の時間外勤務となると心身の疲労蓄積は必ずあるものですので、無くしていくよう声掛けを進めていきたいと考えおります。

○**渡邊加寿子教育委員** 本当に毎年着実な成果が見られていることに感謝申し上げます。そんななか、教員の側において、いつまでも残るのはだめだが、もっと仕事を進めないといけないのに帰らないといけない、そのような矛盾を抱えているような方もいたりするのでしょうか。

○**中谷昭代学校教育課管理主事** 時期によってそのような状況の者もいるかもしれません。そのような場合、ただ帰るように伝えるのでは逆効果になることもあるので、限られた時間の中で効率的に業務を進めるように管理職の方からアドバイスをおこなうなど、お願いしているところで

す。

○**宮嶋元靖教育委員** 遅くまで残られている場合、管理職の方は最後まで付き合うものなのでしょうか。また、管理職については時間外労働の概念はないのでしょうか。

○**中谷昭代学校教育課管理主事** 状況によってまちまちだとは思われますが、それぞれの予定もありますので、今日の作業は何時までにして帰ろうか、などの声掛けをして先に帰宅されることもあると思われま。

管理職の教員について、管理職手当がありますが、時間外労働の時間については、管理職についても勤務時間外の時間を管理しております。

○**北山ゆかり教育部長** では、続いて議件3、町部局との協議・調整事項に移らせていただきます。調整事項は①から④までございまして、各教育委員より申し上げます。①将来の児童数を見据えた学校の在り方とまちづくりについて、藤田委員よりお願いします。

○**藤田順子教育委員** 私からは、将来の児童数を見据えた学校の在り方とまちづくりについてということを取り上げたいと思います。

津幡町の山間部の小学校、笠野、刈安、萩野台の各小学校においては、校区の人口減少により児童数が減少して、多くの学年で複式学級となっております。特に笠野、刈安の各小学校では、新入学生がいない年度もあると予想されてもいます。数年後には、この2校は全校児童数が10人前後となる見込みです。

以前いただいた資料によると、笠野小学校においては令和10年と11年度、新入学生の予想人数がゼロとなっており、非常に深刻な状況であると思われま。

小学校は地域にとって活動の場であり、避難所でもある大事な拠点ですが、学校のクラス数が文部科学省の掲げる学校の適正規模を大きく下回っており、学校活動そのものが厳しくなっているように感じま。そのため、今後のこれからの小学校の地域活性化や、定住人口の増加に向けたまちづくりの方向性をどうぞお聞かせ願いたきたいと思いま。

○**酒井英志総務部長** まず藤田委員からの協議事項、将来の児童数を見据えた学校の在り方とまちづくりについて、ご回答をさせていただきます。

本町の中山間地域においては、これまで辺地法に基づく辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定し、交通通信体系の整備、教育文化施設や生活環境施設の整備など、条件不利地域における生活文化水準の著しい格差是正を図ってきました。

しかしながら、これらの施策が中山間地域の人口増に大きく結びついているかという点につきましては、必ずしも十分な成果が上がっているとは言いがたい状況でございま。全国的に人口

減少局面にある中で、とりわけ、中山間地における人口増を短期間で実現することは容易ではなく、即効性のある決定打となる施策を見いだすことは、現実的に難しいのが実情でございます。

次世代の担い手となる子どもたちが、郷土への愛着と誇りを持ち、将来にわたって地域に貢献できる人材へと成長するよう、「ふるさと教育」を推進するとともに、地域の特色を生かした産業の育成や、住民同士の結びつきを強化する施策を根気強く継続していくことが、地域の持続可能性を高める上で肝要であると考えております。

○**北山ゆかり教育部長** 続いて②教育施設の施設設備について、宮嶋委員よりお願いします。

○**宮嶋元靖教育委員** 令和 7 年度においては、各小中学校の体育館にスポットクーラーを 2 台ずつ配備していただき本当にありがとうございました。

しかしながら、去年の夏は日本の平均気温が観測史上最高となるなど、近年は猛暑を記録しております。そのために体育館は高温となっており、夏場には授業や集会等を行うことが厳しい環境となっております。そのため良好な教育環境確保の観点から、エアコンの整備が喫緊の課題と考えております。

実際、私の孫が井上小学校に通っているのですが、体育の時間中に具合が悪くなり、熱中症のような症状の子を発症した子もいたと話を聞いております。

また、体育館は災害時には避難所としての役割も担いますので、避難拠点としての機能向上のため、備蓄品の常備、電源供給の体制、情報通信設備の確保等も必要になってくると考えております。

生涯教育施設でも中条公民館や津幡運動公園野球場の老朽化が進み、大規模改修が必要となるなど、改修を必要とする施設は今後さらに増えていくことが推測されます。そのためにも、財政面で、様々な優先順位があるとは存じますが、教育施設の整備更新や長寿命化改修、また防災拠点として重要であることも考えると、体育館へのエアコンの設置及び避難所整備に向けた予算のご配慮をお願いしたいと思っております。

事項として挙げていなかったのですが、追加でお尋ねしたいことがあります。金沢市が P F I というものを活用して、体育館のエアコン等の整備を検討しているという記事が今年の新聞に掲載されていたように認識しているのですが、このような形での整備は津幡町では難しいのかということと、私自身、P F I というものがどのようなものかを知らないなので、ご教授いただきたいです。

○**酒井英志総務部長** それでは宮嶋委員からの協議事項、教育施設の施設設備についてご回答をさせていただきます。

本町には、教育施設をはじめ、数多くの公共施設を有しており、建築から長年経過し老朽化が進んでいるものや、バリアフリーなど整備されていない施設もございます。そのため、各施設における今後の利用方針などを定めた公共施設等総合管理計画を平成 28 年度に策定し、各施設をグループごとに分け、個々の建物の整備方針（新築や改築、取り壊しなど）をより詳細に定めた個別施設計画を順次作成してきました。

ご承知の通り、限られた財源の中ですべて計画通りに実施することは難しいため、緊急度などを総合的に判断し、優先順位をつけて事業を実施しているところです。

計画策定後、まずは喫緊の課題であった役場庁舎の建て替え及び福祉センターの大規模改修を実施いたしました。その後、旧つばた幼稚園を福祉教育プラザへと用途変更する改修事業などを実施しております。

現在は、総合体育館及び運動公園施設の長寿命化改修を並行して行っている他、学校施設においては、トイレの洋式化及びエレベーターの設置を順次実施しているところでございます。学校体育館のエアコン設置につきましては、町当局としてもその重要性は十分認識しており、また、各方面から多くの要望をいただいております。

通常の長寿命化改修であれば、省エネ機器の導入等による光熱水費や修繕費など、維持管理経費の削減が図られますが、エアコン設置の場合、電気料などランニングコストは必ず増加いたします。エアコンを設置するだけであればさほどハードルは高くありませんが、その後の維持管理経費のことも考えると、慎重にならざるをえないのが実情でございます。

また、公共施設の整備と直接関係はございませんが、本年度途中より、学校給食費を無償化しており、来年度以降もこの経費は町が負担していくことになります。

本町といたしましては、今後も計画的な公共施設の整備更新や長寿命化改修を実施しながら、健全な行財政運営を心がけてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

最後に、金沢市の体育館のエアコン等の導入において P F I 事業を実施するというところでございましたけども、P F I というのは民間の活力、資金を活用して、20 年、30 年といった長期間に渡って施設等の維持管理運営をお願いするという内容の制度になります。

本町にも色々な施設がありますけれども、以前、津幡小学校の建て替えの際に P F I を活用して、建築できないかを検討したこともございます。その際、必ず検討委員会などを設置し、その中で総合的に判断して、町単独で行う方がいいのか、民間の力を活用して行う方がいいのかを判断して決定しております。今後、津幡町でも体育館にエアコン等を設置する場合は、P F I も含めて検討することを考えております。

○北山ゆかり教育部長 では次に③公民館のコミュニティセンター化について、越村委員よりお願いします。

○越村崇教育委員 私からは、公民館のコミュニティセンター化についてお願い申し上げます。

全国的に少子高齢化、過疎化が進む中、本町においても同様であり、近年における社会教育活動の維持が年々厳しくなっています。例えば、まちづくり美化大作戦では参加者が年々高齢化していることで参加人数が減り、美化作業可能な範囲が限られる状況になっております。

今後、公民館のコミュニティセンター化に当たり、福祉や防災など多種多様な活動が加わることから、誰もが参加しやすい体制の構築をお願いいたします。また、コミュニティセンターを運営する上で、それぞれの特徴を生かした活動と地域の抱える課題解決ができるよう支援をお願いいたします。

津幡町にはかなり広い範囲で多くの在所がありますけれども、人口の少子化が平均化しているわけではなく、土地によって人の多いところ少ないところがまばらになっています。

在所の行事、祭りなどのイベントごとも、なかなか行いにくい、参加しにくい状況になってきているのですが、何か町民が集える気軽に集える場所づくりというものを、ぜひ津幡町にはお願いできたらと思っております。よろしくをお願いいたします。

○酒井英志総務部長 それでは 3 つ目の越村委員からの協議事項、公民館のコミュニティセンター化について回答させていただきます。

事業や活動への参加者が減少している背景には、少子高齢化や人口減少の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の影響や、その後の生活様式、価値観の変化も大きく影響していると考えております。

住民の行動様式や地域活動への関わり方が変化する中において、地域の実情や負担感に配慮しながら、実施規模や方法の工夫、関係団体や他部局との連携などにより、無理のない形で活動を継続していくことが重要であると考えております。

今後、公民館のコミュニティセンター化への移行に伴って、福祉や防災など、多様な分野の活動が加わることにより、地域に求められる役割も変化していくものと考えられます。そのため、誰もが関わりやすい運営のあり方や地域の負担に配慮した体制づくりについて、関係者間で認識を共有していくことが重要であると考えております。

また、地域住民の交流や学びの場としての役割に加え、地域課題の把握や解決に繋がる拠点として機能するよう、時代の変化に応じた運営の工夫についても検討を重ねるとともに、社会環境の変化を踏まえつつ、持続可能な地域コミュニティの形成に向け引き続き関係機関と協力しながら

ら取り組んでまいります。ご理解をよろしくお願いいたします。

○**北山ゆかり教育部長** では次に④「国際交流」と「科学のまち」の将来展望について、渡邊委員よりお願いします。

○**渡邊加寿子教育委員** はじめに「国際交流」についてお尋ねいたします。

現在、教育としての国際交流、外国語活動を行っているところですが、今後、町内に居住する外国人に対する防災や生活相談、健康福祉、医療体系などの面で、安全安心な暮らしを支える基盤体制づくりの重要性が高まると考えられます。今後も進む国際化に対し、町部局全体として外国人向けの取組など、将来に向けた展望をお聞かせ願います。

次に「科学のまち・つばた」の推進につきましても、こども科学館を拠点とした科学教室、WROへの参加、科学の祭典の開催などを行っておりますが、今後、さらなる科学のまちブランドを構築するためには、教育分野以外におきましても様々な業界や団体と協力連携は必要であると思われまので、町部局におかれましても、科学の取組に参画をお願いしたいと思います。

○**酒井英志総務部長** それでは4つ目の渡邊委員からの「国際交流」と「科学のまち」の将来展望についてお答えさせていただきます。

まず、国際交流の関係について、外国人向けの取組と将来に向けた展望については、これまで教育分野を中心に、国際交流や外国語活動に取り組んでまいりましたが、近年の国際化の進展や外国人住民の増加を踏まえ、今後は生活全般にわたる支援体制の充実が重要であると認識しております。

本町では、現在、外国人住民に対して、毎年実施しております町の防災総合訓練における避難所開設運営訓練において、町内企業に勤務する外国人の方にも訓練に参加いただき、実効性のある訓練を実施しております。また、ホームページにおいて、外国人のための防災情報として、災害から身を守る減災のポイントに関する資料を掲載しております。

今後は、部局横断的な連携を図りながら、多文化共生の視点に立った施策を検討し、外国人住民が直面する言葉や文化の壁を、課題としてではなく、町の多様な視点としてとらえ直し、デジタル技術の活用により、防災や医療、福祉といった生活基盤の充実を図ることで、誰もが安心、安全に暮らせる体制の構築を進めてまいります。

2点目の「科学のまち・つばた」の推進につきましては、教育分野にとどまらず、産業界や企業、各種団体、研究機関等との連携を深めることが重要であると認識しております。

令和7年度におきましては、健康推進課で「まざる？まざらない？ドレッシングのふしぎ～手づくりドレッシングでおいしくA Y T(朝に野菜を食べよう)～」と題しまして「科学のま

ち・つばた」に参画いたしました。

今後、産業振興、まちづくり、観光、地域活性化など、様々な分野において科学的な視点や先端技術を活用した取組を検討し、関係機関と連携しながら、「科学のまち・つばた」の推進に向けた施策を進めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○北山ゆかり教育部長 ありがとうございます。議件 3 につきましては以上となります。それでは、会議全体を通しまして最後に矢田町長からご意見等いただきたくと思います。

○矢田富郎町長 先ほど酒井総務部長が協議事項につきまして回答しましたけれども、少し補足として、私なりの意見を、あくまで個人的な意見としてということではちょっとお話をしたい、聞いていただきたいと思います。

まず、藤田委員から出ました学校の話についてです。

私は小学校の統廃合については全く考えておりません。逆に、周囲の人口を何とか増やすことができないか、大規模な住宅団地、500 戸規模の団地というのは今では県も不動産業者もやらないですけれども、10 戸、20 戸、30 戸といった規模の住宅地を増やすような仕掛けができないかと思っております。

例えば、刈安ですと倶利伽羅駅の裏側の山で以前住宅開発があった際に、不動産業者に対して、区画を 40 坪、50 坪程度ではなく 200 坪ぐらいの区画にして、いわゆる軽井沢の避暑地のように会社の社長さん方が住んでもらうようなことができないか、とお話したこともあります。ただ、その場所は電気、水道等のインフラ整備にかなりお金がかかるそうです。

また、竹橋から富田にかけての I R いしかわ鉄道の新駅を要望している付近を開発できないか、そうすれば駅に近いということで人が定住してくれる可能性があるのではないかと考えております。

笠野地区に関してはあまり良い場所が思い浮かばないのですが、以前に保育園があった跡地、ちょっと面積が小さい場所ですけれども、うまく活用できないか、その思いはあります。

次に、宮嶋委員から出ました学校施設の空調についてです。早急に整備を、と言われますと予算の関係もありますので、町としてはなかなか難しいところではございます。

ただ、大阪の大学のバスケットボール部が運動公園と倶利伽羅塾を利用して夏休み期間に合宿を行っていたが、空調設備がないので今年度限りで本町での合宿を終了した、という話を聞いたこともあり、教育長とも何とかしないといけないという話はしております。

しかしながら、災害等非常時の避難所になることや、スポットクーラーだけでは体育館全体をととてもカバーできないとも聞いておりますので、運動公園よりも優先して、まずは小中学校の体

育館への整備を行いたいと考えております。

それから、越村委員から出ましたコミュニティセンター化についてです。

公民館も地域行事が多くなり、忙しくなることは大変ありがたいことです。地域の行事が増えるということは、地域の皆さん方が参加されてその地域のためにやるということであれば、地域の元気にも繋がりますので、大変喜んでいるところです。

しかしながら、世話をする人がどうしても少ないと聞いておりますので、人を確保することが一番の課題であると思っております。

渡邊委員から出ました「国際交流」「科学のまち」についてです。

「国際交流」については、ちょっと違うかもしれませんが、過去に教育長に、小学生から英語をちゃんと教えて、津幡町で教育を受けた子どもが外国人を見ても逃げない、そんな子どもに育てて欲しいということをお願いしたこともございます。

小学校でも最近は英語の授業がありますし、先日ありました英語スピーチコンテストを見た際に、英語を流暢に話していたのを見まして、少しずつ子どもたちの成長が見られるなと感じたところでございます。

「科学のまち」については、将来は県立のこども科学館を津幡町に誘致したい、その思いだけでございます。

北陸では富山や福井には県立のこども科学館がありますが、石川にはありません。15年ほど前から毎年科学の祭典を開催しておりますけれども、とにかく津幡町は科学のまちである、と胸を張って発信し、知事を含めた県の方々に理解をしていただくことで、石川県でこども科学館を建立しようとしたときに誘致をしたい、そう思っております。

以上です。

○北山ゆかり教育部長 本日は皆様からのご意見をたくさんいただき、ありがとうございました。

今後も町部局と教育委員会部局が手を携えて、よりよい教育行政が推進できるように頑張っていきたいと思っております。それでは長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、津幡町総合教育会議を終了させていただきます。

○一同 ありがとうございました。

〔閉会〕 16時53分